

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則

(農政課)

ページ

訓令 甲

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令

(同)

(

二

規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請時徴収の特例)

第二条 条例第三条第一項ただし書に規定する事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定める手数料は、次に掲げるとおりとする。

一 条例別表三の表に規定する手数料のうち、同表備考の規定により加算する額

二 条例別表十八の表に規定する手数料のうち、同表備考の規定により加算する額

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県農政企画会議等設置規程（昭和四十七年岐阜県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び農業技監」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発 行 者
岐 阜 県 庁

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社